

令和5年度第2回茂原市総合教育会議日程

日時：令和6年3月19日（火）13時15分～

場所：茂原市役所9階901・902会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

1 令和6年度茂原市の教育方針及び重点施策について【資料1】

（1）茂原市休日の学校部活動地域移行について

【参考資料1】

（2）茂原市立図書館の移転について

【参考資料2】

4 その他

5 閉会宣言

令和 6 年度茂原市の教育基本方針及び重点施策

情報化、グローバル化、少子高齢化が加速度的に進展する世の中であって、教育に対する期待は益々大きくなってきています。そこで『茂原市教育施策の大綱』に基づき、「人づくり」を中心的課題として捉え「ふるさと茂原を愛し、豊かな心と高い志を持って未来を主体的に生きる人づくり」を目標に、令和 6 年度茂原市の教育基本方針及び重点施策を次のように定め、各種事業を実施します。

基本方針 1

社会で生きる力の育成

(1) 確かな学力の育成

問題解決的な学習を通して、基礎的・基本的な知識及び技能の習得、思考力、判断力、表現力等の育成、主体的に学習に取り組む態度を養うことに努めます。また、教員の経験年数に応じた参加型の研修を充実させることにより、教員の資質向上を図ります。

【令和 6 年度の取り組み】

- ・ 特色ある学校経営及び学習指導要領の実施、カリキュラム・マネジメントの促進に努めるとともに、主体的・対話的で深い学びや思考力・判断力・表現力等の育成の視点からの授業改善と多様な体験活動を推進します。
- ・ 校長、教頭、教務主任、若年層教員の研修会や、茂原市教育研究協議会の研修において、自己の課題意識に基づいた自主的な研修を進め、教員の資質向上を図ります。
- ・ 「全国学力・学習状況調査」の結果を基にした指導方法の改善などにより、個に応じた指導を取り入れ、児童生徒の学力の向上を図ります。
- ・ インクルーシブ教育システムの構築を目指し、多様な教育的ニーズに応じた合理的配慮の提供に努め、特別支援教育支援員の配置や巡回相談員の派遣などを通して、特別支援教育の充実に努めます。
- ・ 「茂原市立中学校部活動ガイドライン」に則り、各中学校は「学校の部活動に係る活動方針」を作成し、スポーツや文化等を通して、生徒が健全な心と身体を培い豊かな人間性を育むために、バランスの取れた活動に努めます。
- ・ 休日の学校部活動地域移行については、柔道部を対象（7月までは学校部活動との並立可）として実施し、バレーボール部についても地域移行の準備を開始します。また、令和 7 年度に全ての休日の学校部活動地域移行の準備を開始するため、課題の整理、

体制づくり等を行いながら地域の持続可能で多様なスポーツ活動・文化活動の環境づくりに努めます。

- ・本市における特色ある教育を推進するため、茂原市全体で段階的に小中一貫教育を実施するとともに、その課題等について、茂原市小中一貫教育推進委員会で検討します。

（２）幼児教育・保育の充実

遊びを通しての総合的な指導の中で、生きる力の基礎を育む教育を推進するとともに、円滑な接続を見通した幼保小連携を図り、子どもが幼児期から小学校生活になじめるよう、就学前の教育・保育の充実を図ります。

【令和６年度の取り組み】

- ・基礎的な能力の育成を重視した教育課程を編成し、豊かな人間性を培う教育の推進に努めます。
- ・小学校への円滑な接続を図るための、幼保小連携の体制づくりを推進します。
- ・幼保一元化を見据え、幼稚園及び保育所の連携の推進に努めます。

（３）国際理解教育の推進

グローバル化に対応したコミュニケーション能力の育成を図るため、A L T等による語学指導の充実、姉妹都市オーストラリア・ソルズベリー市への中学生等海外派遣事業の継続を通して、子どもたちが異なる文化に触れる機会を創出し、異文化を理解できる豊かな感性を育みます。

【令和６年度の取り組み】

- ・小中学校における外国語科等において、教員の指導力の向上のための研修の充実を図ります。また、A L Tを各校に配置してネイティブの発音に触れる機会を確保し、指導の充実に努めます。
- ・中学生等海外派遣等事業では、中学生及び教員等を国内の国際交流体験施設に派遣します。

（４）生涯学び、活躍できる環境の整備

多様化する学習ニーズに対応した学習機会の提供に努め、市民の知識・技術の習得をサポートします。また、その技術等を活用する場を設けることで、生涯を通じて活躍できる環境の整備に努めます。

【令和 6 年度の取り組み】

- ・「市民カレッジ」等の開催により、幅広いジャンルの講座を提供する事で、新たな知識を得たり掘り下げたり出来るよう魅力ある題材の提供に努めます。
- ・市民の要望に応じて、地域社会の一員として生活するために必要な知識や情報を提供する「職員出前講座」の普及を図ります。
- ・生涯学習ガイドブック等により参加してみたい講座やイベントに関する情報提供に努めます。
- ・国・各自治体の施設や関連機関と連携を図り、市民の多様化するニーズに対応できるよう協力体制を整備します。
- ・公民館及び東部台文化会館では、多様なニーズにあった主催教室や、講座を開催し、市民の学習意欲に応え、教養の向上を図ります。
- ・美術館・郷土資料館では、美術実技講座による作品を創り上げる機会の提供や、学芸員による美術収蔵品展の解説会、バックヤードツアー（収蔵庫見学会）、歴史セミナー、古文書講座、親子で学ぶ歴史講座等の開催及び美術収蔵品のデジタル情報提供により、郷土の美術、歴史を学ぶ機会の提供に努めます。
- ・市立図書館は、市民の利便性の向上、図書館機能の充実を目的に、令和 7 年春頃に「茂原ショッピングプラザアスモ」に移転します。新たな施設は、市民が気軽に利用でき、また、自主的に生涯学習に取り組める環境を目指します。

（５）情報教育（情報活用能力の育成）の推進

情報化が急速に進展する社会生活の中で、日常的にＩＣＴを活用していく力が求められています。学校生活や学習においても、情報活用能力を、言語能力と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置づけ、学校のＩＣＴ環境の整備とＩＣＴを活用した学習活動の充実を図ります。

【令和 6 年度の取り組み】

- ・児童生徒用タブレットＰＣを活用し、学習活動の充実を図ります。
- ・ＩＣＴ支援員が、授業支援や校内研修などを行うことにより、教員の指導力向上を図り学校のＩＣＴ教育の充実を図ります。

(1) いじめ防止への取り組みと相談体制の充実

「茂原市いじめ対応マニュアル」及び「学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応を組織的・計画的に推進します。

また、子どもの生命・身体を守るため、相談体制の充実を図ります。

【令和6年度の取り組み】

- ・「茂原市いじめ防止基本方針」に基づき、各校の「学校いじめ防止基本方針」を見直し、より効果的にいじめ防止に取り組みます。
- ・いじめに対応する校内委員会を活用し、いじめの未然防止・早期発見・早期対応を組織的・計画的に進めます。
- ・茂原市いじめ等問題対策連絡協議会を活用し、関係機関との連携を図り、協力していじめへの対応を図ります。

(2) 道徳教育の推進

「特別の教科 道徳」を要とした道徳教育の推進に向け、教員の指導力向上のための研修の充実を図り、子どもたち一人一人が、自分の生き方についての考えを深め、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育みます。

【令和6年度の取り組み】

- ・道徳の指導法に関する実践的な研修を位置づけ、「考え、議論する道徳」を意識した指導方法の工夫・改善に努めます。
- ・教育活動全体を通じて、豊かな人間関係づくりのためのコミュニケーション能力の育成に努めます。

(3) 読書活動の推進

子どもを取り巻く社会環境の変化により、子どもの生活により身近な幼・保・こども園と学校での読書活動の重要性が高まっています。

市立図書館と連携し、幼・保・こども園においては、読書の楽しさを伝え、また学校においては、学校図書館と学校司書を活用した読書活動と学習活動の充実に努めます。

【令和6年度の取り組み】

- ・読書の楽しさや喜びを感じさせることで、豊かな心情を養います。また、学校におい

ては、国語科を中心に各教科等での学校図書館の活用を推進します。

- ・学校司書が配置された全ての小学校で、読書活動や環境整備だけでなく、学習活動の充実に努めます。また、小学校と中学校が連携して読書活動を推進します。
- ・学校図書館の活用を推進するため、資料の充実を図るとともに、司書教諭や学校司書等の資質の向上に努めます。また、市立図書館は、学校図書館の資料の補完に努めます。
- ・学校図書館支援ボランティアを対象に、読み聞かせ等に関する情報提供を行うなど、読書環境の整備体制を充実させます。
- ・「第四次茂原市子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもが本に親しみながら成長していくために、学校図書館・市立図書館及び教育委員会とのさらなる連携体制整備の強化を図ります。
- ・「茂原市子ども読書活動推進会議」を開催し、第四次推進計画に係る各施策に基づいて行った事業の進捗状況を点検し、その結果を翌年度へフィードバックし、活用します。

（４）青少年の健全育成と家庭教育の充実

青少年指導センターを中心に関係機関、団体、地域と連携し、巡回・補導・相談活動の充実を図り、青少年の非行防止活動を推進します。また、青少年に有害な社会環境・インターネット環境の浄化活動に取り組むとともに、インターネットの適切な使用の啓発に努めます。

子どもたちの社会性や自立性を育む様々な活動を支援するとともに、子どもの人格形成の基礎づくりを担う家庭の教育機能向上を図ります。

【令和６年度の取り組み】

- ・青少年が集まりやすい場所の巡回を強化し、関係機関と情報を共有しながら非行の防止や早期発見に努めます。
- ・広報紙や啓発物品の配布を通して、相談しやすい窓口となるように啓発活動に努めます。
- ・インターネット上に潜む危険性の理解と有害情報から身を守る方法の普及を図るとともにネットパトロールを実施し、SNS上のトラブル防止に努めます。
- ・青少年の健全育成体制の充実を図るため、補助金の交付や団体事務局の運営等を通じて青少年育成茂原市民会議、青少年相談員、子ども会等の活動を支援します。

- ・子ども会の活動支援を通して、青少年の奉仕活動・体験活動の推進に努めます。
- ・3歳児、小学校入学を控えた児童、幼稚園児・小学生の保護者に向けて子育て等に関する知識や保護者同士の繋がりを得られる機会を提供し、家庭教育の充実に努めます。

基本方針3

芸術文化・スポーツの振興

(1) 芸術文化の振興

美術館の優れた美術品の展示、企画展、また市民、小中高校生の発表の機会としての展示を行い、親しみのある美術館・郷土資料館づくりと鑑賞する機会の提供に努めます。文化協会の組織充実を図るとともに、市民の文化活動の意欲向上と発表の場を確保するため、文化祭等を開催し、身近で親しみやすく、かつ優れた芸術文化の鑑賞の機会を提供します。

【令和6年度の取り組み】

- ・茂原市文化協会の組織の充実を支援するとともに、市民の文化活動の意欲の向上と発表の場を確保するため文化祭等を開催し、身近で親しみやすく、かつ優れた芸術文化の鑑賞の機会を提供します。
- ・歌舞伎、能・狂言、ミュージカルなどの芸術鑑賞会を企画するとともに、小中学生を対象とした音楽鑑賞教室を6校で開催し、優れた芸術文化に触れる機会を提供します。
- ・文化会館まつりを開催し、日頃の文化活動の発表の場を確保するとともに、市民に文化活動の情報を提供します。
- ・美術館では、優れた美術品を展示する年10回の収蔵品展と、年18回の市民美術展、小中学校作品展等の展覧会の開催及び各展覧会の映像配信により、鑑賞と発表の機会を提供します。

(2) スポーツ環境の充実

市民スポーツの活動拠点となる市民体育館を安全に利用することができる充実した施設となるよう整備を図るとともに、学校体育施設等の開放を活用し、身近な場所でもスポーツを気軽に取り組むことができる環境整備に努めます。

【令和6年度の取り組み】

- ・市民体育館は、体育施設の役割を十分に発揮できるよう、安全安心で、衛生的な施設として利用者に良好な環境を提供するため、施設の適切な維持管理に努めます。東部

台文化会館は、昨年度、体育センターに設置した空調機を活用し、利用者の利便性の向上及び快適な環境の提供に努めます。また、衛生環境の改善に努めます。今後も、各施設においては、本市のスポーツ活動の拠点として充実した施設となるように環境整備を進めます

- ・学校教育に支障のない範囲で学校施設を地域に開放し、環境整備に努めます。

（３）スポーツ・レクリエーションの推進

スポーツ・レクリエーションを通して、様々なニーズや志向に合わせた事業を実施し、市民の健康づくり、体力づくりを推進するとともに、スポーツを活用した地域づくりを推進するため、総合型地域スポーツクラブの設立および活動を支援します。

【令和６年度の取り組み】

- ・「市民ひとり１スポーツ」を目標とし、市民の健康づくり、体力づくりを推進するため、本市発祥のスポーツ「タッチバレーボール」や気軽に行える「ウォーキング」を推奨し、スポーツをする習慣をつくる意識啓発に努めます。
- ・茂原市スポーツ大使（６名）の活躍を市公式ＳＮＳなどで周知し、市民のスポーツへの関心度向上に努めます。
- ・本市発祥のスポーツ「タッチバレーボール」の普及に努め、スポーツへの関心や意欲の向上を図ります。
- ・総合型地域スポーツクラブについては、引き続き既存クラブの活動を支援するとともに、新たなクラブ設立に向け支援します。

基本方針４

茂原を愛する心の育成

（１）郷土愛の育成

ふるさと茂原について学ぶ「茂原学」を教科等の年間指導計画に位置づけるとともに、地域にある事業所や公共施設における職場見学・職業体験の充実を図り、地域で働く人々と触れ合う体験を通して郷土を愛する心を育成します。

【令和６年度の取り組み】

- ・児童生徒の発達段階に応じ、茂原市の歴史・伝統文化・産業・自然環境等の内容について、社会科を中心とした学習に位置づけます。

- ・総合的な学習の時間を中心に、小学校では地域安全マップの作成や職場見学（施設見学）、中学校では出前授業や職業調べ等を実施します。
- ・経済的理由により修学の困難な方に対して、必要な奨学資金を貸付することで有為な人材の育成に努めるとともに、国の奨学金制度が充実してきていることから、奨学資金貸付の在り方について検討します。

（２）安全・安心な教育環境の整備

学校施設の老朽化対策については、学校再編との整合性を取りながら計画的に整備し、施設の安全性の確保を図るとともに、適正な管理に努めます。また、児童生徒の通学路の安全確保を図ります。

【令和６年度の取り組み】

- ・老朽化対策や、衛生環境の改善などが必要な学校施設について、危険性、緊急性を考慮し、学校再編との整合性を取りながら整備、修繕等を行い、教育環境の充実に努めます。
- ・関係機関と協力し、通学路の安全確保を図ります。
- ・子どもたちにとって、より良い教育環境の確保を第一に考え、「茂原市学校再編第二次実施計画」に基づき、学校再編を推進します。
- ・社会教育施設・文化施設の適切な整備・維持管理に努めるとともに、利便性の向上に配慮し設備等の充実に努めます。

（３）伝統文化の維持継承・振興

貴重な文化財を指定文化財として保護・保存していくとともに、郷土資料の収集・整理を進め、美術館・郷土資料館に展示することで、地域の文化財や歴史に対する理解を促し、郷土愛の育成に努めます。

また、郷土芸能発表会等を開催し、地域の伝統文化に触れる機会を提供します。

【令和６年度の取り組み】

- ・市内に現存する貴重な文化財を指定文化財として指定し、公表することで、文化財に対する市民の理解を得ながら保護保存に努めます。
- ・郷土芸能発表会を開催し、多くの市民に伝統芸能保存団体の活動の周知を図るとともに、保存団体に対して存続に向けた意向調査を行い、伝統芸能保存を支援します。

- ・郷土資料館の常設展示の充実に努めるほか、年2回のテーマ展等を開催し、郷土愛の育成に努めます。また、市史編さん事業での調査の成果を展示に反映します。
- ・親子向けの歴史講座を実施し、実物資料に触れながら歴史を学ぶことの楽しさを伝えます。
- ・茂原市史編さん基本方針や刊行計画に沿って市史「資料編」・「通史編」の刊行を継続します。令和4年度の「茂原市史資料編Ⅰ（原始・古代、中世考古）」の刊行に続き、2冊目以降を刊行するため、市史編さん委員会を開催し、調査や編集等を進めます。また、調査の成果として調査報告書を発行します。
- ・市史編さん事業の活動を周知するため、年2回（7月・2月）広報もばらに各時代別の活動内容を紹介します。

（４）家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進

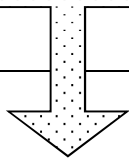
学校支援ボランティア活動の活性化や夏休み子ども教室等の開催などを通じて地域教育力の向上を目指すとともに、学校・家庭・地域の協働を推進します。

【令和6年度の取り組み】

- ・青少年育成茂原市民会議や青少年相談員、子ども会など、地域住民等によって運営される青少年育成関係団体の活動を支援し、地域を挙げた青少年育成に努めます。
- ・学校環境整備や登下校の見守り等、学校支援ボランティアによる活動を活性化し、児童生徒と地域住民が気軽に声を掛けあえるような地域の絆を作り、安全安心な教育環境を整えます。
- ・青少年が健全に育つために必要な自己肯定感や規範意識、コミュニケーション能力を向上させる機会として、市や青少年育成関係団体が実施する各種事業の運営や活動に児童生徒の参画を促します。

「茂原市休日の学校部活動地域移行」概要説明資料

【参考資料 1】

月 日	柔道部 (富士見・茂原・南3校)	バレーボール部 (女子バレー部市内全6校)	備 考
R5. 10/2	第1回茂原市学校部活動地域移行推進協議会（協議会）開催		
10/27	茂原市小中学校長会で説明	方針・日程用の説明開始	
11/2	自治会回覧で地域へ柔道部から地域移行を開始することを周知		
11 月	各学校で中学校1, 2年生全体に説明会を実施		保護者参加可
11 月	地域クラブ向け説明会（全種目）		25団体33名参加
12 月	柔道部生徒保護者会等開催		
12 月	地域クラブの公募		市内3団体応募
2 月	地域クラブ見学会		5名参加
3 月	休日の学校部活動地域移行開始 (学校と地域クラブ並立)		学校かクラブか どちらか選択可
3 月	自治会回覧で地域へ令和6年度にバレーボール部が地域移行を開始 することを周知		
4 月	新1年生・保護者説明会（全部活動）		
5 月		令和6年度対象部活動保護者説明会 バレーボール部（各学校に訪問）	
5 月	部活動地域移行実態調査（部活動加入全生徒・教職員）		Googleフォーム利用
6 月	地域クラブ向け説明会（全部活動）		
6 月		学校顧問地域クラブ合同会議 (バレーボール部関係)	地域クラブと学 校顧問情報交換
8 月	柔道部見学会の実施		原則1年生
9 月	柔道部休日の学校部活動 地域移行完全実施		
10 月	これ以降、柔道部の休日の 学校部活動は実施しない	バレーボール部地域クラブ公募	
12 月		バレーボール部見学会の実施	
随時		地域クラブへの申込	
R6. 3 月		休日の学校部活動地域移行開始 (学校と地域クラブ並立)	希望生徒に対して枠 が不足の場合は再募
3. 4 月		新1年生（令和7年度中学1年生）・保護者説明会（全部活動）	
R7. 4 月	新1年生・保護者説明会（各学校訪問：全部活動）		令和7年度は、全 部活動移行準備
5 月	地域クラブ向け説明会		
9 月		バレーボール部休日の学校部活動 地域移行完全実施	

茂原市立中学校部活動ガイドライン



令和6年1月改訂

茂原市教育委員会

《目 次》

はじめに	P. 1
1 学校教育における位置付けと意義	P. 1
(1) 部活動の位置付け	
(2) 部活動の意義	
2 学校部活動	P. 2
(1) 本ガイドラインの扱い	
(2) 適切な運営のための体制整備	
① 学校部活動に関する方針の策定及び公表	
② 指導・運営に係る体制の構築	
(3) 効果的な活動の推進	
(4) 適切な休養日等の設定	
(5) 環境の整備	
3 学校及び部活動顧問の役割	P. 5
(1) 活動計画等の作成	
(2) 部活動運営上の留意事項	
(3) 保護者等との連携	
(4) けがや事故の防止	
(5) 学校部活動としての地域連携	
4 休日の学校部活動を地域へ移行するための環境整備	P. 10
(1) 部活動の地域移行のイメージ	
(2) 休日の学校部活動の地域移行に関する達成時期の取り扱い	
(3) 学校部活動の地域クラブへの移行のための校内委員会の設置	
5 休日の学校部活動の地域移行に関するスケジュール	P. 12
【資料 1 : 学校の部活動に係る活動方針】	
【資料 2 : 部活動の活動方針】	
【資料 3 : 月活動計画】	
【資料 4 : 活動実績・時間外勤務報告書】	
【資料 5 : 対外試合参加申請及び結果報告書】	

はじめに

学校で行われている部活動（学校部活動）は、子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に触れる機会を提供するとともに、児童生徒の体力向上や文化芸術面での資質向上にも大きく寄与してきた。また、学級や学年での活動以外に、複数の学年の生徒が同じ目的に向かって活動を共にすることで社会性の獲得など、子どもたちの心身の健全育成に大きく貢献してきた。さらに、学校教育の生徒指導面での役割も大きなものがあった。

しかしながら、必ずしも教師が担う必要のない業務（平成31年中教審答申「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」）でありながら、教師の超過勤務時間に占める部活動の割合は大きく、未経験の部活動を担当している教師の数も少なくない。教師の働き方改革が叫ばれる中、部活動指導に対する教師の負担軽減は急務の問題となっている。

一方、生徒数の減少は今後さらに進み、単一の学校でチームを組むことができなくなったり、教師の数の減少による部活動顧問の不足が危惧されたりと、現状の部活動の維持は、困難な状況となることが予想される。

子どもたちが生涯にわたって楽しむスポーツ・文化芸術に気軽に触れることができるとともに、教師が本来の業務である授業や子どもたちと触れ合い向き合うことのできる環境を整備するためにも、部活動を学校から地域へと移行することは、将来を見据えた重要な課題となる。

以上のことから、令和4年12月にスポーツ庁・文化庁から「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が発せられた。また、令和5年3月には、千葉県から「地域全体で子どもたちを育てる学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関するガイドライン」が発せられた。これらのガイドラインの中では、学校の設置者は「設置する学校に係る部活動の方針」を作成し、各学校は「学校の部活動に係る活動方針」を作成し公表することが示されている。

茂原市教育委員会では、これらの国、県からのガイドラインをもとに、平成31年3月に策定した「茂原市立中学校に係る部活動の方針（部活動ガイドライン）」の内容を見直し、「茂原市立中学校部活動ガイドライン」として新たに示すこととした。

1 学校教育における位置付けと意義

（1）部活動の位置付け

中学校学習指導要領（平成29年3月）の第1章総則、第5、1のウでは、次のように示されている。

教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

(2) 部活動の意義

- スポーツや文化等の楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって親しんでいく生活の基盤づくりをする。
- 個性や能力の伸長及び技能や体力の向上を図り、自己存在感を高める。
- 自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成する。
- お互いの考えや立場を尊重する態度を培い、スポーツのルールを守ることの大切さを知り、社会性や規範意識を身に付ける。
- 所属意識や愛校心を育て、同年代や異年齢間での人間関係を構築する。

このように、部活動は、各学校の教育課程での取組とあいまって、学校教育が目指す生きる力の育成を実現させる役割を果たしていると考えられる。よって、学校全体として、部活動の指導・運営に係る体制を構築する必要があり、全教職員の共通理解・協力体制のもと、次の点に配慮した運営に当たる。

- 職員会議等で、全教職員が部活動の意義を理解するとともに、情報を共有し、学級担任と部活動顧問や部活動顧問同士が相互に理解・支援し合うなど、組織的に取り組むことが大切である。
- 部活動を通じた生徒理解に努めるとともに、発達段階に応じて能力・適性を見極め、その都度健康状態を確認した上で、個に応じた指導を心がけることが大切である。
- 保護者や関係団体等との連携を図りながら部活動を活性化させ、地域に信頼される学校づくりを進めることが大切である。

また、留意点としては、大会やコンクール、発表会等（以下「大会等」という。）で勝つことや好成績のみを重視し、過重な練習を強いることがないようにすること、健全な心と身体を培い豊かな人間性を育むためのバランスの取れた運営と指導をすることなどがあげられる。

2 学校部活動

(1) 本ガイドラインの扱い

本ガイドラインは、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和4年12月 スポーツ庁・文化庁）及び、「地域全体で子どもたちを育てる学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関するガイドライン」（令和5年3月千葉県）に則り、平成31年3月の「茂原市立中学校に係る部活動の方針（部活動ガイドライン）」を改訂したものである。中学校段階の部活動を主な対象とするが、小学校段階においても本ガイドラインを適用し、さらに児童の心身の発達の程度に配慮するものとする。

(2) 適切な運営のための体制整備

① 学校部活動に関する方針の策定及び公表

ア 方針の策定

校長は、茂原市教育委員会が策定した「茂原市立中学校部活動ガイドライン」に則り、毎年度「学校の部活動に係る活動方針（資料1）」を策定する。

イ 方針の公表

校長は、前記アの活動方針、活動計画及び活動実績を学校のウェブサイトへの掲載等により公表する。

② 指導・運営に係る体制の構築

ア 学校部活動の設置と指導者の確保

校長は、教師だけでなく、外部指導者等の適切な指導者を確保することを基本とし、生徒や教師の数、外部指導者や部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全確保、教師の長時間勤務の解消の観点から適正な数の学校部活動を設置する。

イ 外部指導者の配置

校長は、部活動顧問が専門外の場合には、外部指導者等を配置するよう努める。

ウ 勤務時間の管理

校長は、教師の学校部活動への関与について、必ずしも教師が担う必要のない業務であること及び部活動が活動時間等の上限まで実施するとは限らないものであることを、教職員だけでなく保護者とも共有し、法令や「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和2年文部科学省告示第1号）に基づき、教師の業務改善及び勤務時間管理等を行う。

エ 部活動顧問の配置

校長は、教師を部活動顧問に決定する際、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や出退勤記録調査の結果、本人の抱える事情、外部指導者や部活動指導員の配置状況等を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制を構築する。

オ 活動内容の把握と指導・是正

校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、学校部活動の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教師の負担が過度とならないよう持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行う。

カ けが、事故等への対応と体制整備

けが人や病人、また、不測の事態に備え、校内の緊急体制を整えておくことが必要である。けが人や病人の発生から手当てや管理職への報告、医療機関や保護者へ連絡、記録の保存等、校内体制の整備と教職員間の共通理解を図る。生命に関わる点でもあるので、年度当初の早い時期に確認をするとともに、定期的にマニュアル等の見直しをすることも大切である。特に、AEDを含む応急処置などの対応を正確に行えるようにすることが重要である。活動場所に部活動顧問がついていられない場合の活動の在り方については、校内でルールを定め、全教職員で共通理解を図りながら、他の教師との連携のもと、練習内容を工夫するなどして適切な指導を行うことが必要である。

(3) 効果的な活動の推進

部活動は、生徒が豊かな学校生活を送りながら、社会性や規範意識を向上させるなど人格的に成長させることを目指すものである。部活動顧問は、生徒の多様なニーズに応え、一人ひとりが自己実現できるよう、柔軟な運営に努める。また、科学的な根拠や専門的な知識による指導、生徒の自主性を生かす指導を心がける。

体罰や暴言は、生徒の人権を侵害する不当な行為であり、許されるものではない。部活動顧問は、勝利至上主義に偏り、過度な練習や行き過ぎた指導に陥ることのないよう、日頃から十分注意する。校長は、全教職員で共通理解のもと、言葉の暴力を含む体罰の根絶を徹底する。また、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメントによって生徒の人格や尊厳を不当に傷つけることがないよう併せて配慮する。

(4) 適切な休養日等の設定

学校部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が教育課程内外の諸活動、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、また、スポーツ医・科学の観点、前記(2)②ウの視点を踏まえ、以下を基準とする。

ア 適切な活動時間

- (ア) 平日の活動時間については、1日当たり2時間程度を原則とし、暗くならないうちに自宅に到着できるように、日没時間に合わせて終了時刻を設定する。また、土日や長期休業中の1日の活動時間については、3時間程度の活動を原則とする。
- (イ) 朝練習については、保護者の負担を考慮し、必要に応じて活動時間を設定する。
- (ウ) 気温の高い時期については、活動の時間帯及び活動時間を考慮する。

イ 休養日

- (ア) 学期中は、週当たり2日以上休養日を設けることを原則とする。(平日は少なくとも1日、土日は少なくとも1日以上を休養日とする。土日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)
- (イ) 長期休業中は、学期中の休養日の設定に準じた扱いとし、家族との触れ合いや外出等を十分に考慮し、ある程度まとまった休養期間を設定する。
- (ウ) 休養日等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体、市町村共通の学校部活動の休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることが考えられる。
- (エ) 生徒が十分な休養を取ることができるとともに、学校部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

ウ 活動時間及び休養日の公表

校長は、(2)①アに掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、前記アの基準を踏まえるとともに、茂原市教育委員会が策定した方針に則り、学校部活動の活動時間及び休養日等を設定し、公表する。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

(5) 環境の整備

ア 少子化への対応

茂原市教育委員会及び校長は、少子化に伴い単一の学校では特定の部活動を設けることができない場合には、複数校の生徒による合同部活動等の取組を推進する。また、持続可能な活動を確保するため、長期的には従来の学校単位での活動から一定規模の地域単位での活動も視野に入れた体制の構築を進める。

校長は、生徒や教師の数、施設面等を踏まえて部活動数等が適正であるか検討し、見直す。

イ 地域との連携等

校長は、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ・文化芸術団体との連携や民間事業者の活用等により、保護者の理解と協力を得て、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ・文化芸術の環境整備を進める。

また、校長は、学校部活動だけでなく、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする。

ウ 参加する大会等の見直し

校長は、運動部が参加する大会等を把握し、週末等に開催される様々な大会に参加することが、生徒や運動部顧問の過度な負担とならないよう参加する大会等を精査する。

また、部活動指導員及び外部指導者の大会でのコーチとしての参加については、中学校体育連盟等の規定に従って申請をする。

3 学校及び部活動顧問の役割

(1) 活動計画等の作成

部活動顧問は、部活動の目標や活動方針を示し、年間を通して計画的な活動ができるよう年間の活動計画を立てて校長に提出する。また、毎月の活動計画を立てて校長に提出するとともに、生徒や保護者に活動内容の周知を図る。さらに、毎月の活動実績及び時間外勤務時間についても報告書にまとめ、校長に提出する。部活動対外活動については、校長に許可を得て、大会等終了後、速やかに結果を報告する。様式については、各学校の様式による。(※参考【資料2：部活動の活動方針】【資料3：月活動計画】【資料4：活動実績・時間外勤務報告書】【資料5：対外試合参加申請及び結果報告書】)

校長は、各部活動の活動内容を把握し、生徒が安全に活動できるようにするとともに教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

(2) 部活動運営上の留意事項

ア 生徒の心身の管理

校長、部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、学校部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理(バランスのとれた学校生活への配慮を含む)、活動場所における事故防止に努めるとともに、体罰・ハラスメントを根絶するという意識を全ての教職員、保護者と共有し徹底する。

特に運動部活動においては、

- ・「運動部活動での指導のガイドライン」(平成25年5月文部科学省)
- ・「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(平成30年3月スポーツ庁)
- ・「安全で充実した運動部活動のためのガイドライン」(平成30年6月千葉県教育庁教育振興部体育課)

文化系の部活動については、

- ・「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」

(平成 30 年 12 月文化庁)

- ・「持続可能で充実した文化部活動のためのガイドライン」

(平成 31 年 3 月千葉県教育委員会)

に則った指導を行う。茂原市教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 運動部活動の効果的な指導

運動部活動の部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、スポーツ医・科学の見地から、トレーニング効果を得るために休養等を適切に取る必要があること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解し、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

ウ 文化部活動の効果的な指導

文化部活動の部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養等を適切に取る必要があること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解し、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

エ 生徒とのコミュニケーション

部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、生徒の技能向上や生涯を通じてスポーツ・文化芸術等に親しむ基礎を培うとともに、生徒がバーンアウトすることなく、生徒それぞれの目標が達成できるよう、生徒とのコミュニケーションを十分に図った上で指導を行う。その際、成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で、発達や性別の違いに関わらず、誰もが自主的・協同的に活動に参画できるよう、適切な指導を行う。

オ 良いところを伸ばす指導

部活動の運営に当たっては、生徒が主体的、意欲的に取り組むことができるよう雰囲気づくりや心理面での指導の工夫、安心して活動できる環境を整備する。

部活動顧問は、生徒の良いところを見付けて伸ばしていく肯定的な指導や叱ること等を場面に応じて適切に行っていくことが望まれる。部活動顧問の感情により、指導内容や方法が左右されないように注意が必要である。また、生徒の活動状況をよく観察し、疲労や精神の状況をしっかりと把握することが重要である。部長等、特定の生徒に過剰な負担がかからないようにすることも必要である。

カ 多様なニーズに応じた活動

価値観の多様化した現代において、技術向上を目指す者、楽しみながら活動したいと考える者、趣味としてとらえる者等、生徒や保護者の部活動に関するニーズは様々である。このような中、季節ごとに異なる運動や文化的活動、レクリエーション志向で行う活動等、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことも考えられる。

キ 生徒の意思の尊重

校長は、学校部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、生徒の意思に反して強制的に加入させることがないようにするとともに、その活動日数や活動時間を見直し、生徒が希望すれば、特定の種目・部門だけでなく、スポーツ・文化芸術や科学分野の活動や地域での活動も含めて、様々な活動を同時に経験できるよう配慮する。

ク いじめの防止と集団作り

部活動は、複数の学年が参加することや同一学年でも異なる学級の生徒が参加する活動である。部活動顧問は、生徒のリーダー的な資質能力の育成とともに、協調性、責任感の涵養等の望ましい人間関係や人権感覚の育成、生徒への目配り等により、暴力行為やいじめ等の発生の防止を含めた適切な集団づくりに留意することが必要である。

ケ 体罰の厳禁

体罰は学校教育法で禁止されていることはもとより、人権尊重の精神に反し、絶対に許されないことである。運動部顧問は、勝利至上主義に偏るあまり、生徒の人格を傷つける言動や体罰を厳しい指導として正当化することは決してあってはならず、校長は、全教職員で共通理解のもと、体罰の根絶を徹底する。また、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメントによって生徒の人格や尊厳を不当に傷つけることがないように配慮する。

コ 会計の取扱い

物品の購入や大会等への参加費の徴収など金銭に関わることについては、事前に校長の許可を得るとともに、会計報告等の作成により保護者の説明を丁寧に行う必要がある。また、領収書等の保管についても、学校としてルールを設け、適切に対応することにより、説明責任を果たせるようにする。

(3) 保護者等との連携

部活動の指導対象は生徒であるが、保護者の理解・協力は欠かせない。部活動を運営するに当たり、年度当初の保護者会だけでなく、機会を捉えて、保護者や地域の意見を聞いたり、部活動顧問の考えを伝える場を設けたりするなどして、保護者や地域の理解を得ることは大変重要である。この意思の疎通が、保護者や地域の部活動に対する応援にもつながり、指導の効果を一層高めることにもなる。

(4) けがや事故の防止

ア 部活動顧問による生徒の安全管理

部活動中の事故やけがを防ぐために、部活動顧問は、生徒の発達段階や体力、技術の習得状況等を把握して無理のない練習とし、体調等が優れない場合は、部活動顧問に申告できる雰囲気づくりに努める。また、部活動顧問は、できる限り活動について生徒の安全を確保する。また、当日の環境条件や生徒の体調等の確認、近年の温暖化による熱中症への対応も必要である。

(ア) 熱中症への事前の対応

グラウンド・体育館での活動では、活動場所で暑さ指数（WBGT）を測定し、対応を判断する。

＜暑さ指数（WBGT）に応じた注意事項等＞					
暑さ指数 (WBGT)	湿球 温度	乾球 温度	注意す べき活動の 目安	日常生活にお ける注意事項	熱中症予防運動指針
31℃以上	27℃以上	35℃以上	すべての 生活活動 でおこる 危険性	外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。	運動は原則中止 特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合は中止すべき。
28～31℃	24～27℃	31～35℃		外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。	厳重警戒（激しい運動は中止） 熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。 10～20分おきに休憩をとり水分・塩分の補給を行う。暑さに弱い人は運動を軽減または中止
25～28℃	21～24℃	28～31℃	中等度以上の生活活動でおこる危険性	運動や激しい作業をする際は定期的に十分に休憩を取り入れる。	警戒（積極的に休憩） 熱中症の危険度が増すので積極的に休憩を取り適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では30分おきくらいに休憩をとる。
21～25℃	18～21℃	24～28℃	強い生活活動でおこる危険性	一般に危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。	注意（積極的に水分補給） 熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。

（出典：千葉県「地域全体で子どもたちを育てる学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関するガイドライン」 令和5年3月）

(イ) 熱中症発生時の対応

熱中症が疑われる時には、放置すれば死に至る緊急事態であることをまず認識しなければならない。重症の場合には救急車を呼び、現場ですぐに体を冷却する必要がある。熱中症の重症度は具体的な治療の必要性の観点から、Ⅰ度（現場の応急処置で対応できる）、Ⅱ度（病院への搬送が必要）、Ⅲ度（入院し集中治療が必要）と分類される。Ⅱ度以上の症状があった場合には、直ちに病院へ搬送する。

一方、「立ちくらみ」や「筋肉のこむら返り」などの軽度の症状の場合には、涼しい場所へ移動し、衣服を緩め、安静にさせる。また、少しずつ水分の補給を行う。この際、症状が改善するかどうかは、病院搬送を判断するためのポイントとなるので、必ず、誰かが付き添うようにする。

緊急事態に迅速かつ的確に応急処置を講じるため、以下 a～d について学校の体制を確立する。

- 熱中症発生時の教職員の役割分担を定め、全教職員が理解しておくとともに、職員室、保健室及び事務室等の見やすい場所に掲示する。
- 緊急時に連絡する消防署、医療機関、校内（管理職・養護教諭・学年主任等）及び関係諸機関等の所在地及び電話番号などを掲示する。
- 応急手当や救命処置（心肺蘇生とAEDの使用）等に関する講習を行うなど、実際の対応ができるようにしておく。

- d. 救急搬送の必要な傷病者が出た場合に備え、各種行事前に現地消防組織、近隣医療機関と連携しておく。

イ 安全に対する指導

部活動顧問は、生徒一人ひとりに安全に関する知識や技能を身に付けさせ、生徒自身が積極的に自分や仲間の安全を守れるようにすることが望ましい。事故防止のために種目の特性に合わせて練習中や活動中に守るべきルールを定め、年度当初に全部員に周知するとともに、機会を捉えて繰り返し確認をすることにより、徹底を図ることが必要である。

学校外での活動や大会等で学校外の場所へ移動する際の安全指導は、あらかじめ部員全員に徹底する。学校外で活動する際、部活動顧問もしくは代わりに責任を持てる者がつき、生徒だけで活動することがないようにする。大会等で学校外の場所へ移動する際、部活動顧問等の引率責任者がつくことを基本とする。特に、公共交通機関を利用する際のマナー等については、日頃から指導しておくことが望ましい。

ウ 施設・設備や用具の管理

部として施設や用具を大切にする意識を高め、小さな不備も見落とさない視点を養成することが大切である。部活動顧問として、施設・設備や用具の管理には万全を期す。万一、施設・器具に不備や部活動顧問の指導に瑕疵があつてけがや事故が起きた場合の責任は、大変大きいものがある。事故の状況によっても、その責任の重さや内容は変わってくるが、民事上の責任、刑事上の責任、行政上の責任、そして賠償責任が問われる場合もあることをあらかじめ知っておくことが望ましい。

(5) 学校部活動としての地域連携

ア 校長は、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ・文化芸術団体との連携や民間事業者の活用等により、保護者の理解と協力を得て、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ・文化芸術の環境整備を進める。

イ 校長は、地域の実情に応じ、学校種を越え、高等学校、大学及び特別支援学校等との合同練習を実施することなどにより連携を深め、多様な活動機会を設ける。

ウ 校長は、地域で実施されている分野と同じ分野の学校部活動については、休日の練習を共同で実施するなど連携を深める。休日に限らず平日においても、できるところから地域のスポーツ・文化芸術団体等と連携して活動する日を増やす。

エ 校長は、学校部活動だけでなく、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする。

4 休日の学校部活動を地域へ移行するための環境整備

(1) 部活動の地域移行のイメージ

現在の学校部活動		休日の地域移行	
指導者 場所 費用 傷害保険	当該校の教師 当該校の施設 無料 学校で加入の日本スポーツ振興センターを適用	指導者 場所 費用 傷害保険 実施主体	地域の指導者（教職員の兼職兼業可能） 民間施設・公共施設・学校 受益者負担（月謝が発生） 民間の傷害保険に加入 （日本スポーツ振興センター適用外） ・地方公共団体 ・総合型地域スポーツクラブ、スポーツ協会、スポーツ少年団、民間事業者、文化協会等
○休日の指導は教師、または外部指導者（部活動指導員） ○土日のどちらかは休み。 ○土日の教師の指導は、手当を支給。 ○総体、新人大会等は学校の合同チームでの参加可能 ○各種大会へのクラブチームの参加が認められることになった。		○学校は、地域で実施されているスポーツ・文化芸術の内容等も生徒や保護者に周知する。 ○市は、首長部局や教育委員会の中の地域スポーツ・文化振興担当部署や社会教育・生涯学習担当部署、学校の設置・管理を行う部署、関連団体、学校、保護者等の関係者からなる協議会を設置、検討状況等をウェブサイト等で公開する。 ○市は、推進計画の策定等により、スケジュール等についてわかりやすく周知する。 ○教師等の兼職兼業の規定や運用を改善する。 ○経済的に困窮する家庭の生徒の地域活動への参加費用を支援する。 ○学校は「学校の部活動に係る活動方針」を策定・公表する。 ○県の方針としては、地域クラブ等の受け皿ができない場合は、部活動指導員による学校部活動の継続。	
＜地域移行後も変わらないこと＞ ○部活動の活動時間 ・1日の活動時間は平日2時間程度、休日3時間程度。 ・平日に1日以上（月曜日）、週末に1日以上の日休。 ○小中体連の試合への参加 ・今年度から、地域クラブチームの参加が認められた。 ・参加要件の中に活動時間を遵守していることが含まれる。 ・合同チームの参加も可。 ・学校と地域クラブの双方から出場することはできない。 ・登録方法により、参加が制限される。 ○教師等の勤務時間 ・1か月の時間外在校等時間については「45時間以内」、1年間「360時間以内」 ・ただし、児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により業務を行わざるを得ない場合は、 ◦1か月の時間外在校等時間100時間未満。1年間720時間以内。 ◦連続する複数月の平均時間外在校等時間80時間以内、かつ45時間超は6か月まで。 （労働基準法は、1日の勤務時間8時間）			

(2) 休日の学校部活動の地域移行に関する達成時期の取り扱い

ア 休日における地域クラブ活動への移行をおおむね達成する目標時期について、国が示す令和5年度から令和7年度末までの改革推進期間を踏まえ、千葉県では次のとおり段階的なスケジュールを示している。

令和5年度：各市町村で実証的に1部活動の地域移行を目指す
令和6年度：前年度の取組を踏まえ、各学校で1部活動の地域移行を目指す
令和7年度：前2か年の取組を踏まえ、各学校で複数の部活動の地域移行を目指す
各市町村で年度末までに全部活動地域移行完了までの推進計画を示す

イ 千葉県の計画をもとに、茂原市教育委員会では以下の日程で、休日の学校部活動の地域移行を進める。

【具体的な計画】

- 令和5年度：茂原市内で1部活動の休日の地域移行の開始を目指す
- 令和6年度：前年度の取組を踏まえ、各学校で最低1部活動の休日の地域移行の開始を目指す
- 令和7年度：各学校で全部活動の休日の地域移行を開始することを目指す
- 令和8年度：各学校ですべての学校部活動の休日の地域移行の完了を目指す
- 令和9年度：すべての休日の学校部活動を地域へ移行し、学校では行わないことを目指す

(3) 学校部活動の地域クラブへの移行のための校内委員会の設置

ア 校長は、「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、ウェブサイト等で公表するとともに、地域クラブへの移行のために校内委員会を設置する。

イ 校内委員会では、以下の内容を含む、地域移行に向けての諸課題を確認するものとする。

(ア) 「学校の部活動に係る活動方針」の検討及び公表

(イ) 教師等の服務についての共通理解

- ・指導者として報酬を得る場合は、地域クラブからの指導の依頼状をもとにして「兼業届」を作成し、校長の確認の上、教育委員会に提出して許可を得る。
(無償の場合は、原則必要としない。)
- ・超過勤務時間については、地域クラブを含め複数月平均80時間以内とする。
(1日8時間、1週間40時間を基本として超過勤務時間を算出)

(ウ) 生徒の地域クラブへ参加の意識・希望調査

(エ) 教師等が、地域クラブで指導者として活動する意志・希望調査

(オ) 学校部活動の地域クラブへの移行の生徒・保護者への説明

(カ) 各種目における登録制度の把握と生徒個人の登録状況の把握

(キ) 県大会等へ参加する場合、学校と地域クラブどちらで参加するかを把握
小中体育連盟の各専門部の対応の把握

(ク) 大会等へ参加する場合の引率者(部活動顧問、地域クラブ指導者)及びそのサービスの確認

(ケ) 日本スポーツ振興センターの適用範囲及び任意保険の加入状況の把握

(コ) 保護者等、地域人材の指導者参画への意向及び活用状況の把握

(サ) 各種大会の開催状況や参加状況の把握、参加する大会の制限

(シ) 学校部活動における諸課題の共通理解(事故防止・体罰防止・人権尊重等)

5 休日の学校部活動の地域移行に関するスケジュール

令和5年度 茂原市で 1部活動	【地域移行対象: 柔道】 地域移行推進協議会 設置する学校に係る部活動の方針（学校の設置者） 学校に対する地域移行の説明 地域クラブに対する地域移行の説明 地域移行準備委員会（学校） 教職員の兼業規則整理 学校の部活動に係る活動方針（校長） 月謝及びその支援の検討 施設利用の規則見直し 休日の部活動地域移行を実施する地域クラブの公募 年間計画・月活動予定の公表（地域クラブ） 地域クラブの見学（体験）会の実施 地域移行推進協議会・地域移行の最終確認 学校部活動の地域クラブへの移行スタート
令和6年度 中学校で 1部活動	【地域移行対象: 柔道に加えて1部活動】 ○令和5年度のモデルケースから成果と課題を検討する。 ○各学校で必ず1つの部活動が地域移行となるよう、令和5年度に加えて、休日の地域移行に向けて1部活動をピックアップして、地域クラブへの移行を開始する。
令和7年度 各中学校 で複数地 域移行	【地域移行対象: すべての部活動】 ○各学校ですべての部活動が地域移行となるよう、地域クラブへの移行を開始する。
令和8年度 各中学校 で全て地 域移行	【千葉県の計画により変更の可能性あり】 ○すべての休日の学校部活動での地域クラブ移行を完了する。
令和9年度	【全部活動の地域移行完了（休日はすべて地域移行）】 ○令和9年度以降、休日の学校部活動は行わない。

〇〇年度 学校の部活動に係る活動方針

茂原市立〇〇中学校

教育目標	・学校教育目標 ・学校教育目標と部活動との関連、また、部活動の教育的意義等	
部活動の 基本方針	特色	(記載例) ・学校設備や地域の特性を生かした運営方針 ・部活動顧問の構成や考え方等 ・生徒の雰囲気や取り組み状況等
	適切な指導	(記載例) ・科学的なトレーニングや合理的な指導法に関する方針 ・体罰・ハラスメントの根絶等
	適切な 活動時間	(記載例) ・ガイドラインに準拠した活動時間・休養日の明記。 ・試験前や休業中の活動に関する方針 ・大会前の練習の扱いや休養日の振替に関する運用方法
	安全管理	(記載例) ・安全指導の在り方 ・安全点検に関する取組 ・熱中症への対応、等

その他

(記載例) ・外部団体や保護者との連携に関すること。 ・上記事項に当てはまらないもので、周知が必要なもの。

【資料2：部活動の活動方針】

茂原市立〇〇中学校

〇〇年度 〇〇部 活動方針・年間活動計画

教育目標	・学校教育目標 ・学校教育目標と部活動との関連、また、部活動の教育的意義等		
活動方針			
部活動顧問			
部 員 数	〇〇名（男子〇名、女子〇名） 1年生〇〇名（男子〇名、女子〇名） 2年生〇〇名（男子〇名、女子〇名） 3年生〇〇名（男子〇名、女子〇名）		
年間計画（参加大会・練習方針等）			
月	練習内容	公式戦等	練習試合、その他
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			

【資料3：月活動計画】

〇〇年度 〇〇部 〇月活動計画表

【完全下校時刻 〇〇：〇〇】

茂原市立〇〇中学校

日	曜	練習時間		予定・内容・場所	備考 [休養日振替]
		朝練習	午後（通常練習）		
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					

【月間目標】

【連絡事項】

【資料4：活動実績・時間外勤務報告書】

〇〇年度 〇〇部 〇月実績報告書 茂原市立〇〇中学校

日	曜	練習時間		内容・場所	備考
		朝練習	午後(通常練習)		
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					

【連絡事項】

時間外勤務時間	年 月 日	校 長	教 頭	部活動担当
時間 分	部活動顧問名 _____			

【資料5：対外試合参加申請及び結果報告書】

校長	教頭	教務	事務	担当	顧問

○○○	部
-----	---

対外試合参加申請及び結果報告

以下の大会等に参加するため、対外試合の（ 参加を申請します。 ・ 結果を報告します。 ）

1 大会名等	場所				
2 開催日時	年 月 日（ ） : ~ :				
3 引率者		印		印	
4 交通手段					
5 主催・その他	小中体連 協会・連盟 練習試合 他				

< 6 参加者 >

No	年一組	氏 名	No	年一組	氏 名	No	年一組	氏 名
1			16			31		
2			17			32		
3			18			33		
4			19			34		
5			20			35		
6			21			36		
7			22			37		
8			23			38		
9			24			39		
10			25			40		
11			26			41		
12			27			42		
13			28			43		
14			29			44		
15			30			45		

< 7 結果報告 >

--

茂原市立図書館の移転について

生涯学習課

1. 概要

市立図書館は、「茂原ショッピングプラザアスモ」へ令和 7 年春頃移転を計画しています。移転の理由は、650 台の無料駐車場があり、「利用者の利便性の向上が図られること」、移転により施設がリニューアルされ「施設の充実が図れること」、「床借り上げ料の負担が軽減されること」などです。

現在、「茂原市新図書館基本計画」(案)を策定中です。

2 新図書館の設備

計画策定に当たっては、中学生、高校生、一般市民にアンケート調査を行いました。回答数は、3,793 件で主な結果は以下のとおりです。

(中学生、高校生の要望)

- ・「勉強に集中できるスペース」
- ・「最新の本やおすすめの本の紹介」

(一般市民の要望)

- ・「買い物や習い事の帰りに気軽に立ち寄れる」
- ・「いろいろな席がある閲覧スペース」
- ・「テーマ別に並べられた本があるコーナー」

これらの意見に沿って整備してまいります。

3 パブリックコメント

令和 6 年 2 月 15 日から 3 月 15 日まで、「茂原市新図書館基本計画」(案)についてパブリックコメントを行いました。提案された意見には回答するとともに、市 WEB サイトにて公表します。

(2 ページ参照)

4 今後のスケジュール

令和 6 年 5 月から、解体工事、本工事、9 月に条例の一部改正、10 月末で休館し、11 月より開設準備を始め、令和 7 年春頃にオープンを予定しています。

新しい図書館は、生活に必要な知識や情報の提供を図るとともに、学習環境や、読書スペースの更なる充実を進め、多世代の方々に広くご利用していただける施設を目指してまいります。

資料

・「茂原市新図書館基本計画」(案)へのパブリックコメント

期間 令和6年2月15日から3月15日まで

(1) 市内北塚 18才 男性

- ・アスモのトイレの場所が不便。

(2) 市内小林 68才 女性

- ・車を利用しない利用者が不便。駅前で本の貸出、返却を希望。

(3) 市内中善寺 71才 男性

- ・郷土資料を開架書架に配架して欲しい。
- ・学習スペースが少ない。
- ・テーマ別書架の配架方法はどうなるのか。
- ・電子図書の拡充とはどのような内容なのか。
- ・PCを使えるのはどこか。
- ・新しい図書館で行うショート託児の内容はどうなるのか。

(4) 市内木崎 56才 女性

- ・駅前で本の貸出、返却を希望。
- ・アスモへのバスの増便や運賃の割引を希望する。

(5) 市内茂原 60才 男性

- ・駅を使う学生が不便になる。
- ・駅前にイオンの進出等があれば、駅前の方が立地としては良いのではない
か。
- ・防音に配慮して欲しい。

(6) 市内六田台 75才 男性

- ・図書館近くにモバスの停留所を設置して欲しい。
- ・Wi-Fiを設置して欲しい。

(7) 市内上林 55才 女性

- ・郷土資料を開架書架に多く配架して欲しい。
- ・学生の新図書館への交通手段をどう考えるのか。
- ・市立図書館は、長期的にアスモ内に設置されるのか。

(8) 市内木崎 54才 女性

- ・市民アンケートでは「いろいろな席がある閲覧スペース」の要望が高いの
で、静かに読書が出来るスペースや、視覚に障害がある方が利用できる場
所等を用意したらどうか。

- ・ 色々なワークショップの開催や、小さなお子さんを持つ親が、ゆっくり本が読めるよう託児サービスを用意したらどうか。
- ・ 「大和市(神奈川県)図書館」「石川県立図書館」また、東京大学大学院が作成している「写真で見る公立図書館・図書室の乳幼児・保護者のためのスペース事例集」を参考にしたらどうか。